

## 冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

岡 本 真 則

## はじめに

周王朝は克殷の後、一族・功臣を中心とする人々を国の守りとして各地に封じた、所謂「封建」を行った。松丸道雄・伊藤道治両氏は、この「封建」に際して、周王が同姓諸侯との間に宗法と呼ばれる同族組織を設定し、これを両者の結合の紐帯として諸侯を支配したと指摘し、西周代における王と諸侯との関係を宗法によって説明した。これは王国維「殷周制度論」を受けたものと理解される。宗法の概要については「礼記」喪服小記篇・大伝篇に見られるが、これらによれば、宗法は基本的に諸侯の嫡長子以外の諸弟達に適用され、嫡長子の弟の一人が宗となって他の傍系である諸弟達を統括し、直系たる嫡長子に仕えるべきことが理念として述べられている。

る。つまり、宗法は諸侯内部の族組織を述べたものであり、王と諸侯の関係を述べたものではない。しかし王国維は、天子・諸侯は君主であると同時にその一族の族長、即ち大宗としての役割を担っていたと主張して、王と諸侯以下に至る関係を宗法によって説明した。このような王国維の主張に基づく宗法は、松丸道雄氏が指摘しているように、国家レベルにおいて天子が天下の大宗、諸侯以下が小宗となり、この関係が諸侯国内においても再生産されていくものと理解される。<sup>(2)</sup>

しかし、松丸氏や宇都木章氏は、西周代の宗法は、実際には小宗集団たる諸侯内部には及ばず、周王室においてのみ行われていたことを指摘しており、さらに、文献史料を主とした宗法の研究においても、これが春秋から戦国時代にかけて儒家の思想から理想化されたもので、西周代にはその先行制度である氏族制度が行われていた

ことが指摘されている。<sup>(4)</sup>これらによれば、西周代において、現実には、周王と諸侯との間に宗法の理念に基づく統属関係は確立していなかったと考えざるを得ない。従って、周王朝の支配構造を理解するには、従来の宗法とは異なる周王と諸侯との関係を考えなければならぬが、この問題を考える際の第一次史料として金文がある。

西周代の金文には、臣下が功績によって王から宝貝などの賜与を受けたことを記した宝貝賜与形式金文と、臣下が王から官職に叙任されたことを記した冊命形式金文があり、<sup>(5)</sup>特に冊命形式金文には王と服属諸氏族との関係が明示され、本稿の主題に関わる重要な史料である。そこで本稿では冊命形式金文の検討を通じて、周王と服属諸氏族との間にどのような結合の紐帯があり、またそれがどのような原理に基づいていたかを検討したい。

## 一、冊命形式金文の定義

表I（次頁参照）は先行研究において冊命形式金文と見なされている銘文をほぼ網羅したもので、合計140例存ある。<sup>(6)</sup>表中の○印は、先学ごとにその銘文が冊命形式金文と見なされているものを示したものである。このような先行研究において特に注目されるのは、冊命形式金文を最初に体系的に研究し、冊命形式金文研究の基礎を築いた武者章氏の論考である。氏は冊命金文を91例挙げ、これらを次のように分類している。

### 冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

冊命金文第I類 「冊令」「冊命」「冊」字を有する金文。

冊命金文第II類 冊命金文第I類に共通する表現・内容を有

し、かつ職事に言及する金文。

冊命金文第III類 冊命金文第I類に共通する表現・内容を有

し、かつ職事に言及しない金文。

この分類に従って改めて表Iを見ると、第I類とされた銘文は諸先学も冊命形式金文と認めるものが多いのに対し、第II類及び第III類とされた銘文については異見の多いことがわかる。つまり、「冊令」「冊命」「冊」の語を持たない銘文については、これを冊命形式金文と見なすか否かで先学ごとに見解を異にしているのである。従ってまず、冊命形式金文とは何かを厳密に定義し、これに基づいてそれらの銘文が冊命形式金文であるか否かを改めて検討する必要がある。

「冊」について、「説文」冊部の「冊、符命也。諸侯進受於王者也」の段注に「後人多假策爲之」とあり、「冊」「策」両字は通用する。また、「周礼」春官・内史の「凡命諸侯及狐卿大夫、則策命之」の鄭玄注に「策謂以簡策書王命」とあり、さらに「左伝」僖公二八年条の「王命尹氏及王子虎・内史叔興父、策命晉侯爲侯伯」の杜預注に「以策書命晉侯爲侯伯也」とある。これらによれば、「冊令(命)」は文献史料では「策命」に作り、「策」とは簡策に王命を書くこと、「策命」とは策書をもって命ずることであることがわかる。つまり「策命」とは「王命を書いた策をもって命ずる」ことと





理解される。他方、従来典型的な冊命形式金文とされる表Ⅰの011  
頌鼎には、

唯れ三年五月既死覇甲戌、王、<sup>①A</sup>周の康邵宮に在り。旦、<sup>①B</sup>王、大  
室に格り、位に即く。<sup>①C</sup>幸弘、頌を右け、門に入り、中廷に位  
す。<sup>①D</sup>尹氏、王に令書を受く。王、史虢生を呼び、頌に冊令せし  
む。<sup>②A</sup>王曰く、「頌よ、女に令して成周の貯廿家を官嗣し、新造  
の貯を監嗣せしむ。用て宮に御いよ。女に<sup>②B</sup>玄衣黻純・赤市・朱  
黄・纁旂・攸勒を賜う。用て事えよ」と。<sup>③A</sup>頌、拜稽首し、令冊  
を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返入す。頌、<sup>③B</sup>敢えて天子の不  
顯なる魯休を對揚し、用て朕が皇考龔叔・皇母龔妣の寶罍鼎を  
作る。用て追孝し、<sup>③C</sup>康鬻純祐、通祿永命ならんことを祈句す。  
頌、其れ萬年眉壽、<sup>③D</sup>峻く天子に臣え、靈終ならんことを。子々  
孫々實用せん。

とあり、これによれば冊命形式金文は①冊命儀礼の次第を述べた部  
分、②冊命文、③綴辞部分から構成され、さらに細分すれば①Aは  
冊命を行う場所、①B・C・Dはそれぞれ冊命儀礼中の王・右者と  
受命者・史官に関する記述、②A・Bはそれぞれ受命者の職事・賜  
物に関する記述、②Cは誥誡、③A・B・Cはそれぞれ受命・作器  
理由・受命者の誓辞部分に関する記述と分類される。先の文献史料  
による「策命」の定義をふまえれば、冊命形式金文では②の冊命文  
が王命を書した策の内容に相当することがわかる。

以上のことをふまえた上で、個々の銘文を検討していきたい。後

掲の表Ⅱ・表Ⅲは、001～094・140の95例の銘文を、先の冊命形式  
金文の構成に基づいて、表Ⅱには①の部分、表Ⅲには②のAの部  
分とCの一部を示したものである。これら95例のうち、001～044・  
140の45例は「冊命(命)」の句を有し、諸先学が冊命形式金文と見  
なすことで異論のない銘文である。これらはみな、表Ⅱに示したよ  
うに、少なくとも①A～D項を複数以上有しており、冊命儀礼の次  
第が確認される。また、表Ⅲに示したように、45例中41例、約9割  
の銘文が②A冊命文の職事部分の記述を有し、かつ表には示さな  
ったが、45例全てが②B賜物の記述を有する。従って職事部分・賜  
物の記述は基本的に冊命文に必要な要素と解される。以上から、こ  
れら45例の銘文の共通点として、

- 一、「冊命(命)」の句を有すること
- 二、②B～D項のいずれかが記されることで、冊命儀礼の次第が  
確認されること
- 三、冊命文の内容は原則として、職事及びそれに伴う賜与からな  
ること

が指摘される。この3つの共通点と文献史料の検討から得た「策  
命」の理解とを併せて考えると、冊命形式金文とは、基本的に「王  
命を書した冊(策)をもつて職事任命及びそれに伴う賜与を受けた  
事実を記した銘文」と定義される。従って「冊命(命)」の句を持  
たない銘文については、この定義と共通点の第二・第三項を満たす  
か否かが冊命形式金文であるための判断基準となる。これに基づい

表Ⅱ 册命儀礼部分 (Ⅱ-1)

	①A	①B	①C	①D
001	王才犀宮		宰犀父右書立	王册命書曰
002	王才杜庶	恪于大室	井白内右師虎即立中廷北鄉	王乎内史與曰册令虎王若
003	王才周才師汙父宮	各大室	公族入右牧立中廷	王乎内史與册令牧王若曰
004	王各于師戲大室	(A+B)	井白入右豆閑	王乎内史册命豆閑王曰
005	王才周	味喪王各于大廟	井右弔免	即命王受作册尹書卑册令免曰
006	王才誠庶	王各于大室	嗣馬井白右師釜父	王乎内史錫册命師釜父
007	王才周師象宮	且王各廟即立	宰咎入右即立中廷	王乎内史尤册令希王若曰
008	王才周師象宮	且王各大室即立	嗣馬共右諫入門立中廷	王乎内史史光册令諫曰
009	王才周康宮	且各大室即立	嗣徒單白内右朕	王乎内史史光册令朕王若
010	王才周師駒馬宮	各大室即立	嗣馬井白現右師賔入門立中廷	王乎内史與册令師賔曰
011	王才周康邵宮	且王各大室即立	宰弘右頌入門立中廷	尹氏受王令書王乎史號生册令頌王曰
012	011之同銘			
013	011之同銘			
014	王各于成宮 (A+B)		井公内右管	王乎尹氏册令管曰
015	王才周康宮	各大室即立	雙白入右輔師釐	王乎乍册尹册令釐曰
016	王才周莽	各于大室即立中廷	井甲内右師家	王乎尹氏册令師家
017	王才宗周	且王各穆廟即立	籒季右善夫克入門立中廷北鄉	王乎尹氏册令善夫克王若
018	王各于周廟述圖室 (A+B)		嗣徒南中右無與内門立中廷	王乎史習册令無與曰
019	王才周康宮	且王各于大室	嗣工液白入右師願立中廷北鄉	王乎内史選册令師願王若
020	王才周	各圖室	南宮乎入右善夫山入門立中廷北鄉	王乎史奉册令山王曰
021	(王才誠庶甲寅)	王各廟即立	選公入右師旗即立中廷	王乎乍册尹克册命師旗曰
022	王才與	各與大廟	公族入右師酉立中廷	王乎史習册令師酉
023	王才周康宮禕宮	且王各大室即立	嗣土毛弔右此入門立中廷	王乎史麥册令此曰
024	023之同銘			

册命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

(Ⅱ-2)

025	王才周	各大廟即立	覲白右師兌入門立中廷	王乎内史尹册令師兌
026	王才周	各于大室即立	宰珣生内右師釐	王乎尹氏册令師釐王若曰
027	王才周邵宮丁亥	王各于宣射	毛白内門立中廷右祝鄉	王乎内史册命鄭王曰
028	王才周康宮	各大室即立	井公内右申中廷	王命尹册命申
029	王各于康宮 (A+B)		中佃父内又楚立中廷	内史尹氏册命楚
030	王才周	各大室	咸井弔入右趨	王乎内氏册令趨
031	王才周成大室	且王各廟	宰明右作册與入門立中廷北鄉	王乎史戌册令與
032	王才周師象宮	且王各大室即立	嗣馬共右師農入門立中廷	王乎乍册尹册令師農
033	王才周師象宮	且王各大室即立	嗣馬共右師兪入門立中廷	王乎乍册内史册令師兪
034	王各于周廟 (A+B)		穆公右蠶立于中廷北鄉	王册令尹 (白)
035	034之同銘			
036	王才周	各大室即立	嗣馬井白入右走	王乎乍册尹 (册令) 走
037	王才周康宮新宮	且王各大室即立	宰佃父右望入門立中廷北鄉	王乎史年册令望
038	王才周康宮	且王各穆大室即立	籒季内右伊立中廷北鄉	王乎命尹封册命伊
039	王才周	各康廟即立	同中右師兌入門立中廷	王乎内史尹册令師兌
040	王才周廟		武公有南宮柳即立中廷北鄉	王乎乍册尹册令柳
041		且王各于大室	師毛父即立井白右	内史册命
042	王各于般宮 (A+B)		井白内右利立中廷北鄉	王乎册命内史册命利曰
043		王各于大室	雙白内右師藉即立中廷	王乎内史尹氏册命師藉
044		王各于大室	井公入右王臣即立中廷北鄉	乎内史册命王臣
140	王才周新宮	各于大室	密弔内右虎即立	王乎入史曰册令虎曰
045	王才周康穆宮	且王各大室即立	宰頤右賁入門立中廷北鄉	史受王令書王乎史誠册易賁
046	045之同銘			
047	王才周康宮	且王各大室即立	井公右走馬休入門立中廷北鄉	王乎乍册尹册易休
048	王才成周嗣土澆宮	各大室即立	徕父右瘳	王乎乍册尹册易瘳
049	王才周師象宮	各大室即立	嗣馬共右瘳	王乎史年册易
050	王才周康邵宮	各于大室即立	宰訊右趨入門立中廷北鄉	史留受王令書王乎内史册易趨

(II-3)

051	王才嗣馬宮	卽立	井白内右殿	内史尹册易殿
052	王才宗周、戊寅	王各于大廟	密弔又趙設立	内史卽命王若曰
053		王各于大室	穆公入右載立中廷北郷	王曰
054	王才宗周	王各大師宮		王曰
055	王才康宮	各大室	定白入右卽	(白)
056			雙季入右卯立中廷	雙白乎令卯曰
057			備中内右呂服余	王曰
058		(王各于大室)	(雙内右匍)	王若曰
059	王才射日宮	且王各	井公入右匍	王若曰
060		王【立】于宜 【宗社南】郷		王令虎疾矢曰
061				王命羗疾白巖曰
062	王才箕丁亥	王各大室	井弔右免	王蔑免曆令史戀
063	062と同銘			
064		王各于康宮	雙白右衛内卽立	
065			中大師右柞	
066	王才康宮		雙白内右康	王命
067	王各于大室		康公右卻咎	(白)
068			白俗父右庚季	(白)
069	王才周新宮	王各大室卽立	士戎右殿入門立中廷北郷	王乎内史音令殷易市・朱 黄、王若曰
070				王曰
071				王若曰
072				王曰
073	王才宗周			王若曰
074				王曰
075				王令雙衆内史曰
076	王才周			
077	王才宗周			王命同
078	王才周穆王大 【室】			【王】若曰
079	王才宗周			

(II-4)

080	王才繁宮大室		小臣獻已奎弔告、纘右	王令微纘
081	王才宗周			
082				
083	王才周般宮	且王各大室	井白入右趙曹立中廷北郷	
084	王才華宮		王乎號中入右柶	
085	王才周	各大室卽立	南白人右衺衛入門立中廷 北郷	王乎内史
086				王若曰
087				王曰
088				王曰
089	王才周師量宮	且王各大室卽立	王乎師農召大師盧入門立 中廷	王乎宰會
090				白蘇父若曰
091				趙中令空
092				公姑令次
093	092と同銘			
094				號中令公臣

て残りの075-139の銘文を検討していくと、045-077までの33例の銘文は、基本的に冊命形式金文の定義を満たし、共通点の第二・第三項を満たすものと見なすことができ、冊命形式金文と考えられる<sup>(8)</sup>。従って、先の45例とあわせれば、冊命形式金文は合計78例となる。また、078-094の17例は、銘文中の用語・表現という点で冊命形式金文と共通する部分を多く有するが、共通点の第二・第三項を満たしていないものや、他の銘文には見られない儀礼が記されているものなどがあり(078-079)、冊命形式金文であると断定できないので、冊命形式金文に準じるもの(以下、準冊命形式金文と記

表Ⅲ 冊命文・職事(Ⅲ-1)

冊命文・職事(Ⅲ-1)	職事	内容
001	用餽乃且考事、官餽尸僕・小射・底魚。	
002	今余佳帥先王命、令女嬖乃取考、音官餽左右戲蘇劑。	
003	昔先王既命女作餽士。今余唯或改。令女辟百寮……。今余佳嬖乃命。	
004	用餽乃且考事、餽空餽邦君餽馬・弓矢。	
005	令女正周師、餽敵。	
006	用餽乃父官友。	
007	昔先王既命女作宰、餽王家。今余佳嬖乃命、令女眾官餽正對各、死餽王家外內。毋敢又不聞。餽百工出入姜氏令。	
008	先王既命女餽王有、女某不又昏、毋敢不善。今余佳或餽命女。	
009	乍餽工、官餽量田甸眾餽壹眾餽次眾餽寇眾餽工司(史)。	
010	先王既命女。今余唯嬖先王命、令女官餽邑人師氏。	
011	令女官餽成周實廿家。監餽新造實、用官御。……。用事。	
012	011と同銘	
013	011と同銘	
014	嬖乃且考、乍冢餽士于成周八自。……。用事。	
015	嬖乃且考、餽輔。緘。……。今余會乃命。……。用事。	
016	用楚強白。	
017	昔余既命女、出內朕令。今余佳嬖乃命。……。敬夙夕、用事、勿濫朕令。	
018	官餽王遺側虎臣。	
019	才先王、既命女乍餽士、官餽林間。今余佳嬖乃命。……。用事。	
020	令女官餽獻入于冕、用乍憲司實。毋敢不善。	
021	備于大左、官餽豐還左右師氏。……。敬夙夕、用事。	
022	餽乃且畜官邑人虎臣・西門尸・衆尸・秦尸・京尸・卑身尸新。……。敬夙夕用事	
023	旅邑人善夫。	
024	旅邑人善夫。	
025	余既命女正師蘇父、餽左右走馬。今余佳嬖乃命、令女餽走馬。	
026	既命女嬖乃且考餽小輔。今余唯嬖乃命、令女餽且舊官小輔眾鼓鐘。……。用事。	
027	敬夙夕、勿濫朕令。	
028	昔先王既命女乍邑、餽五邑祝。今余佳嬖乃命。……。用事。	
029	嬖乃且考走大祝、官餽豐人眾九盤祝。……。用事。	
030	餽齊官內師舟。	
031	嬖乃且考服。	

冊命形式金文に見る周王と服屬諸氏族の結合原理

(Ⅲ-2)

031	餽始眾弔金。
032	正師俗餽(邑)人佳小臣善夫・守(友)・官大眾奠人善夫・官守友。
033	餽餽(邑)
034	用餽六自・王行・參有餽、餽士・餽馬・餽工。王令盤曰、餽餽六自眾八自餽
035	034と同銘
036	餽正(邑)……。用考。
037	死餽畢王家。……。用事。
038	餽官餽康宮王臣妾百工。……。用事。
039	正師蘇父、餽左右走馬・五色走馬。
040	餽六自牧・陽・吳・(邑)・餽義夷陽・佃史。
041	用事。
042	用事。
043	用事。
044	用事。
140	嬖乃且考、足師戲、餽走馬馭人眾五邑走馬馭人。女毋敢不善于乃政。……。用事。
051	用大備于五邑(守)。(守)。
052	命女乍數自冢餽馬、音官僕・射・士・馳・小大又(右)・替・取復五等。……。用事。
053	令女乍餽士、官餽藉田。……。楚走馬。取復五等。用事。
054	昔先王既命女左正衆疾。今余唯嬖先王命、令女左正衆疾、監數師成。……。用事。
055	餽瑁宮人・膠稻。用事。
056	今余佳令女死餽齊宮・齊人。
057	令女嬖乃且考事、足備中、餽六自服。
058	今余佳嬖乃命、令女東離我邦小大猷、邦居濟。敬明乃心、率曰乃友、于吾王身、谷弗已乃辟于婦。
059	今余令女音官餽邑人先虎臣、後備西門尸・春尸・衆尸・師答側新(邑)華尸・由(邑)尸・(邑)尸・成周走亞成秦人・降人・服尸。……。用事。
060	疾于宜。
061	乃且考、疾于(邑)……。用敬夜事、勿濫朕令。
062	乍餽工。
063	062と同銘。
064	王曾令衛。
065	餽五邑甸人吏

(III-3)

066	王命、死嗣王家。
067	用鈞乃且考事、乍嗣士。
068	用左右俗父、嗣侏。
069	令女嬖乃且考友、嗣東齒五邑。
070	令女嬖費克、嗣直齒。……用事。
071	昔余既令女。今余佳爾。爾乃令、令女嬖乃且考。爾嗣左右虎臣。
072	父庸。今余唯嬖。先王命。命女嬖我邦我家内外。……。今余唯嬖先王命。命女巫一方。曰。邦我家。……。彼效。脚事。大史寮。于父。即尹。命女。脚嗣公族。重。參有。嗣小子。師氏。虎臣。季。朕。嬰。事。
073	死。嗣。戎。
074	命女。脚成。周里人。采者。疾。大亞。馳。訟。罰。取。還。五。等。……。用。事。
075	霽。井。疾。服。
076	令。免。乍。嗣。士。嗣。奠。散。采。具。采。牧。
077	差。右。與。大。父。嗣。易。林。與。牧。
078	令。女。嬖。乃。且。考。嗣。卜。事。……。用。事。
079	嗣。旂。井。……。用。事。
080	乍。■。沓。于。■。田。
081	脚。嗣。九。陂。
082	脚。嗣。公。族。脚。事。大。史。寮。取。還。廿。等。
086	女。嬖。不。象。
087	用。井。乃。且。考。隣。明。鞅。辟。前。王。事。余。一。人。
088	敬。明。乃。心。用。辟。我。一。人。善。效。乃。友。内。爵。勿。吏。賦。虐。徒。獄。乎。奪。取。行。道。……以下略
090	乃。且。考。又。算。于。我。家。女。有。佳。小。子。余。令。女。死。我。家。脚。嗣。我。西。隔。東。隔。僕。駘。百。工。臣。妾。東。載。内。外。……。用。事。
091	趙。中。令。穿。脚。嗣。奠。田。
092	公。姑。令。次。脚。田。人。次。蔑。曆。
093	趙。中。令。同。銘。
094	趙。中。令。公。臣。脚。嗣。百。工。……。用。事。

\*041師毛父鼎・045寰盤・046寰鼎・047休盤・048十三年癸盃・049癸盃・050趙鼎・083趙鼎  
曹鼎一・084何(何)殷・085交衛殷・089大師盧殷は、職事の記載なし。

す)として位置つけた。095~139の45例の銘文については、紙幅の都合上その理由について逐一言及しないが、軍令や戦功に対する賜与などをその内容としており、明らかに冊命形式金文とは見なし難いものである。

以上、本節では冊命形式金文を「王命(命)を書した冊(策)をもって職事任命及びそれに伴う賜与を受けた事実を記した銘文」と定義し、これに基づいて、諸先学の列挙した140例の銘文を検討した結果、冊命形式金文は78例、準冊命形式金文は17例、冊命形式金文と見なせないものは45例と分類した。

二、冊命儀礼の意味

本節では、冊命形式金文78例を中心に、準冊命形式金文は参考として、冊命儀礼の次第を述べた部分(表II)及び冊命文の職事部分(表III)に関して、先行研究の成果をふまえて、冊命儀礼が周王と服属諸氏族との関係において如何なる意味を持っていたのかについて検討したい。

先行研究によれば、冊命儀礼の次第はほぼ以下のように復元される。<sup>(9)</sup>

①早朝に王が宗廟の前堂(大室)に行き、堂上の兩階の間にあつて中庭に向かつて南面して所定の位置に立つ。

②儼者(右者)が受命者を導き、門を入り、中庭で儼者は東

側・受命者は西側に大室に向かつて北面して所定の位置に立つ。

③その後、史官が王に令書を受けける。

④王は別の史官を呼び、これに令書を受けける。

⑤王から令書を受けた史官が、王の右にあって令書を宣読して受命者に命じる。

⑥受命者は、令書を受領し、いったん式場を退出した後、瑾璋などを返納する。

また、冊命文の職事部分には多くの官名が見られ、官制機構の存在が窺えるが、先行研究によれば西周時代の官制機構について、おおよそ次のような特色が指摘されている。<sup>(10)</sup>

一、三事（王畿）・四方（王畿外）の行政組織である卿事寮と、祭祀・文書冊命を管掌する組織である大史寮の二系統が核となっていた。

二、卿事寮の属下に参有嗣、即ち嗣土・嗣馬・嗣工があり、これが行政の中核をなしていた。

三、周原地域に設置された六白と成周地域に設置された八白は軍事組織かつ地域組織であり、卿事寮はこの六白と八白を管轄する、軍政一致を原則として構成された機構であった。

さらに、0601宜侯矢斨・0611伯農鼎の職事部分にはともに「侯于某（某に侯たれ）」とあり、これは諸侯になることを命ぜられたものと解される。従来の封建制度の理解をふまえれば、王畿外にあった服

冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

属諸氏族は同姓を中心に分封される形で周王朝の支配機構に取り込まれたものと考えられる。<sup>(11)</sup>つまり、周王朝は王畿内では軍事組織かつ地域組織である「白」を卿事寮を中核とする機構によって軍政一致の原則のもとに支配し、王畿外においては、蕃屏として「侯」を封建して支配したものと解され、<sup>(12)</sup>これが周王朝の服属諸氏族に対する基本的な支配形態であったと考えられる。

以上のことを改めて周王と服属諸氏族との関係という点から考えると、受命者達は冊命儀礼を通じて周王朝の支配機構に組み込まれたもの、つまり、冊命儀礼は、周王朝にとって、受命者たる服属諸氏族を支配機構に組み込むための媒体としての機能を有していたものと理解される。それでは、このような内容を記した青銅器は、周王と受命者たる服属諸氏族にとってどのような意味を有していたのであろうか。

三、銘文の起草主体者及び青銅器の製作主体者について

この問題は、銘文の起草主体者および青銅器の製作主体者の問題に深く関わる。従来、この問題に関しては、松丸道雄・伊藤道治両氏の間で相反する見解がある。松丸氏は、周王と諸侯との間において、青銅器の製作主体者及び銘文起草者は基本的に王朝側にあるとした上で、このような青銅器製作には、王朝側が諸侯に対して、宗

表A 冊命形式金文の記述形式の分類

\*併用は引用・地の文を併用しているもの  
\*職事は「用事」以外の具体的な記載の有無

類型	冊令(命) ・冊易	儀礼 次第	職事	贈物	冊命文 の形式	該当史料(表I の番号に準拠)	件数
①	冊令(命)	有	有	有	引用	001~028、140	29
②	冊令(命)	有	有	有	地の文	029~033	5
③	冊令(命)	有	有	有	併用	034~040	7
④	冊令(命)	有	無	有	地の文	041	1
⑤	冊令(命)	有	無	有	引用	042~044	3
⑥	冊易	有	無	有	地の文	045~050	6
⑦	冊易	有	有	有	地の文	051	1
⑧	なし	有	有	有	引用	052~060	9
⑨	なし	有	有	有	地の文	062~065	4
⑩	なし	有	有	有	併用	066~069	4
⑪	なし	無	有	有	引用	061、070~075	7
⑫	なし	無	有	有	地の文	076	1
⑬	なし	有	有	無	併用	077	1

法制を維持するための方策の一つである祖先祭祀を通じて支配の確  
認を求めていた、という西周社会の史的背景があったと主張する。<sup>(13)</sup>

これに対して伊藤氏は、青銅器の製作主体者及び銘文起草者は諸侯  
側にあり、支配者の恩寵とこれに対する被支配者の忠誠によって、  
両者の意志の合一に基づいて君臣関係が成立したのであり、青銅器  
製作は被支配者の忠誠を表現するための手段であったと主張する。<sup>(14)</sup>

両氏の見解の相違は、銘文起草者及び青銅器の製作主体者を周王室

側・諸侯側の何れに解するか相違に起因するものであるが、ここ  
では冊命形式金文の検討を通じて、この問題を考察したい。

表Ⅱ・表Ⅲを見て注目されることは、銘文で使用されている文字  
や用語などの細部における表現に異同の多いことである。さらに、  
冊命形式金文では基本的に表Ⅱ①D項の後に冊命文が記されるが、  
D項にはゴシック体で示したように「王若曰」・「王曰」・「曰」など  
の語があるものとなないものが見られる。つまり「曰」などの語が  
ある場合、冊命文は引用する形式で記され、ない場合は地の文の形  
式で記されることになる。また両形式を併用した例も見られる。こ  
のような冊命文の記述形式や内容などの相違を整理すると表A(上  
段参照)のようになり、冊命形式金文は13形式に分類される。ま  
た、細部における表現の相違はさらに多く存在する。このような銘  
文の記述形式や表現の相違は、銘文起草時に生じたものと理解さ  
れる。<sup>(15)</sup> このことは、体系的な機構の中、即ち王朝側において銘文が  
起草されたのではないことを示すものと考えられる。もし、銘文の  
起草主体が王朝側にあったならば、このように多くのヴァリエーシ  
ョンが生じるのは不自然であろう。つまり、このような相違は銘文  
の起草主体が受命者側であったことに起因するものと考えられる。  
銘文の起草者が受命者側にあると考えられるのであれば、その製作  
主体も受命者側にあると考えるべきである。<sup>(16)</sup> そこで注目されるのが  
武者氏の研究である。氏は青銅器のスペーサーの存在とその位置の  
確認、及び同一銘文中の同一文字における Inconstancy (不齊一

性、異体)の有無の確認という作業を通じて、冊命形式金文が師賡  
殷蓋二号(010)・令彝(096)・令尊(097)・班殷(098)・周公殷  
(075)以外のものは周王室側で作器されたと考えられる点が少ない  
ということ指摘している。<sup>(17)</sup>これは、本稿において細部における表  
現の揺らぎから青銅器の製作主体者を諸侯側とした私見と合致する  
ものである。それでは、受命者たる服属諸氏族が冊命儀礼を記した  
青銅器を製作することは、周王との関係においてどのような意味を  
持っていたのであろうか。

#### 四、青銅器製作の意味

冊命文の後には、臣下が王の冊命に対する感謝の返礼をした、所  
謂嘏辞が記されている。この部分は、従来、冊命形式金文の中でも  
特に異同の激しいことが指摘されている。<sup>(18)</sup>これは冊命形式金文が王  
朝側の体系的な機構の中ではなく、受命者側において起草された  
という先の見解に沿うものとして理解できる。しかしながら、嘏辞部  
分にはまた、表B・Cに示したように、頻繁に使用される語句がい  
くつか検出される。これによれば、嘏辞は基本的に、受命者が「拜  
稽首」して命を受け、冊命者の「休令(命)」を「對揚」して彝器  
を作り、これを子孫まで永く宝として用いることを述べたものと理  
解される。「對揚」とは「銘文に記して明らかにする」という意に  
解され、<sup>(19)</sup>またこの句の目的語である「休令(命)」は、冊命文を受

冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

けて記されたことは明らかであるから、冊命の内容、即ち官職叙任  
とそれに伴う賜与を指すものと考えられる。従って嘏辞は、受命者  
が冊命されたことを記念して、その内容を記した祖先を祭るための  
青銅器を作ること述べたものと理解されるのである。

すると、王による冊命と受命者による青銅器製作は一連の行為と  
考えられ、換言すれば周王と服属諸氏族の関係の形成・維持の為の  
プロセスとして、王の冊命と受命者の青銅器製作が存在したと見え  
られる。このプロセスは両者の意志が合一したことを示すもの、即  
ち両者の結合の紐帯と考えられるが、それはどのような原理に基づ  
いていたのであろうか。換言すれば、冊命を記念することと祖先を  
祭る為の青銅器を製作することとはどう関わるのか、ということであ  
る。

先述したように、この点に関して松丸氏は宗法制を介して説明し  
たが、それは冊命と青銅器製作との関わりを金文史料に即して説明  
したのではなく、また伊藤氏は、被支配者が支配者の恩寵に対す  
る忠誠を表現するための手段と説明したが、しかしそれでは祖先祭  
祀と青銅器製作との関わりが明確でない。

この問題を考える際に注目すべきことは、第一に、表A・Bにあ  
るように、ほとんどの銘文に「王休」或いは「天子休」という語が  
見られることである。この事実は、周王が諸侯に対してこれらの語  
を銘文に書き込むことを期待し、受命者側もこれを積極的に受け入  
れたものと解される。第二に、表Ⅲに示したように冊命文における

表B 綴辭に頻見する語句

A	拜手稽首・拜稽首・稽首を記すもの	68/95例
B	「對揚王(天子)休令(命)」及びこのヴァリエーションを記すもの	93/95例
C	「作某器」を記すもの	95/95例
D	「子々孫々永寶」及びこのヴァリエーションを記すもの	87/95例

表C 綴辭部分の構成

(器名は表I、A~Dは表Bを参照)

番号	A	B	C	D	032	○	○	○	○	064	×	○	○	○
001	○	○	○	○	033	○	○	○	○	065	○	○	○	○
002	○	○	○	○	034	○	○	○	×	066	○	○	○	○
003	○	○	○	○	035	○	○	○	×	067	×	○	○	○
004	○	○	○	○	036	○	○	○	○	068	○	○	○	○
005	×	○	○	○	037	○	○	○	○	069	○	○	○	○
006	○	○	○	○	038	○	○	○	○	070	○	○	○	○
007	○	○	○	○	039	○	○	○	○	071	×	○	○	○
008	○	○	○	○	040	○	○	○	○	072	×	○	○	○
009	○	○	○	○	041	×	○	○	○	073	×	○	○	○
010	○	○	○	○	042	○	○	○	○	074	○	○	○	○
011	○	○	○	○	043	×	×	○	○	075	○	○	○	○
012	○	○	○	○	044	○	○	○	○	076	×	○	○	×
013	○	○	○	○	045	○	○	○	○	077	×	○	○	○
014	○	○	○	○	046	○	○	○	○	078	×	○	○	○
015	○	○	○	○	047	○	○	○	○	079	○	○	○	○
016	○	○	○	○	048	○	○	○	○	080	×	○	○	○
017	○	○	○	○	049	×	○	○	○	081	×	×	○	○
018	×	○	○	○	050	○	○	○	○	082	×	○	○	○
019	○	○	○	○	051	○	○	○	○	083	○	○	○	×
020	○	○	○	○	052	○	○	○	○	084	○	○	○	○
021	○	○	○	○	053	○	○	○	○	085	○	○	○	○
022	○	○	○	○	054	○	○	○	○	086	×	○	○	○
023	×	○	○	○	055	×	○	○	○	087	○	○	○	×
024	×	○	○	○	056	○	○	○	○	089	○	○	○	○
025	○	○	○	○	057	×	○	○	○	099	○	○	○	○
026	○	○	○	○	058	○	○	○	○	091	○	○	○	○
027	○	○	○	○	059	○	○	○	○	092	×	○	○	×
028	×	○	○	○	060	×	○	○	×	093	×	○	○	×
029	○	○	○	○	061	○	○	○	○	094	○	○	○	○
030	○	○	○	○	062	×	○	○	○	140	○	○	○	○
031	○	○	○	○	063	×	○	○	○					

官職叙任の内容が、過半数の銘文において、祖考の位の継承、或いは先王の命の継承である、ということである。これらをふまえるとして、周王の冊命と受命者の青銅器製作というプロセスが両者にもたらした意味、即ち両者の結合原理について次のことが考えられる。

周王は、受命者の今の地位があるのは、もともと、周の先王が受命者の祖先をとりたてて与えた地位を、冊命によって受命者に継承させた周王の「休」<sup>なまもの</sup>、即ち恩寵によるものと意味づけ、受命者にこ

れを記した青銅器を用いて祖先祭祀を行わせることで、受命者がその恩寵を絶えず回顧・感謝することを期待し、そうすることで受命者を繋ぎとめ、受命者とその族人に対して、王による支配の根拠と正当性を示したものと考えられる。これに対して受命者は、周王のそのような期待を受け入れることで、族人に対して自分が正当な継承者であること、即ち自己の地位の根拠と正当性を示したものと考

えられる。換言すれば、受命者は自己のアイデンティティーとして

周王の權威を利用した、ということになる。<sup>(20)</sup>

つまり、王の冊命と受命者の青銅器製作というプロセスは、祖先祭祀を通じて、両者が配下の者に対して自己の地位と支配の根拠・正当性を示すという權威の相互補完的原理に基づいていたのである。さらに、祖先祭祀はそのことを族人に確認させる場としての役割を果たしていたと考えられる。<sup>(21)</sup>

おわりに

本稿で明らかにしたことは次の五点である。

一、冊命形式金文は「王命を書した冊を以て職事任命及びそれに伴う賜与を受けた事実を記した銘文」と定義され、これに従って従来冊命形式金文とされた銘文140例を改めて検討すると、冊命形式金文は78例、準冊命形式金文は17例である。

二、冊命儀礼は周王朝が服属諸氏族を支配機構に取り込むための媒体的役割を果たしていた。

三、銘文の起草主体及び青銅器の製作主体は受命者側にあった。

四、王の冊命と受命者による青銅器製作は、両者の関係の形成・維持のためのプロセス、即ち両者の結合の紐帯であった。

五、このプロセスは、周王と受命者の双方が、祖先祭祀を通じて、配下の者に対して自己の地位と支配の根拠・正当性を示すという權威の相互補完的原理に基づくものであり、祖先祭祀は

冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

そのことを族人に確認させる場としての役割を果たしていた。

以上の考察の結果、今後の課題として西周前期に盛行した寶貝賜与形式金文にみられる周王と服属諸氏族との関係が重要となる。本稿で検討した冊命形式金文は、西周中後期以降に盛行したものであるから、これによって明らかにした両者の結合原理は、時代的に限定される。従って、西周前期に盛行した寶貝賜与形式金文に見られる両者の関係を明らかにし、これを冊命形式金文のそれと比較するという作業が必要となるが、これは稿を改めて検討したい。

注

- (1) 伊藤道治「中国古代国家の支配構造」(中央公論社、一九八七年)九頁、松丸道雄「殷周国家の構造」(岩波講座 世界歴史4 東アジア世界の形成I)所収、岩波書店、一九七〇年)九六、九七頁。
- (2) 松丸道雄・永田英正「ヘビジュアル版」世界の歴史5 中国文明の成立(講談社、一九八五年)九三頁。
- (3) 松丸道雄前掲論文、九六、九七頁、宇都木章「西周諸侯系図試論」(『中国古代史研究』第二所収、吉川弘文館、一九六五年)一五〇頁。
- (4) 鈴木隆一「宗法の成立事情」(『東方学報』第三一冊、京都大学人文科学研究所、一九六一年)、宇都木章「宗族制と邑制」(『古代史講座6』所収、学生社、一九六二年)、同氏前掲論文「西周諸侯系図試論」、江頭広「姓考—周代の家族制度」(『風間書房』一九七一年)など。
- (5) 貝塚茂樹「中国古代史学の発展」(中央公論社、一九八六年)一四二—一四四頁。氏は冊命形式金文を「官職車服策命形式金文(または策命金文)」と称するが、金文中では「策命」を「冊命(命)」と記すので、本稿では冊命形式金文と称することとした。
- (6) 陳夢家「西周銅器断代(三)」(『考古学報』一九五六年第一期)、齊思

和「周代錫命礼考」(中国史探研)所収、中華書局、一九八一年)、黄然偉「殷周賞賜銘文研究」(龍門書店、一九七八年)、武者章「西周冊命金文分類の試み」(松丸道雄編「西周青銅器とその国家」所収、東京大學出版会、一九八〇年)、陳漢平「西周冊命制度研究」(学林出版社、一九八六年)、吉本道雅「西周冊命金文考」(史林)七四卷第五号、一九九一年)、汪中文「西周官制論稿」(復文圖書出版社、一九九三年)、同氏「西周冊命金文所見官制研究」(國立編譯館、一九九九年)。

(7) なお、041師毛父段・042利鼎・043弭伯段・044王臣段の4例の銘文は②Aの記述を欠くが、他の41例と同様、「冊令(命)」の句を有し、かつ、冊命儀礼の次第も確認される。従ってこれら4例は、冊命儀礼を通じて王命を書した策を以て命ぜられたものと解される。さらに042・043・044は②C項に「用て事えよ」と記され、041では作者の師毛父が「師」を冠して称されていることから、具体的な職事は明記されていないものの、少なくとも周王朝の機構において何らかの役割を果たすことを命ぜられたものと考えられる。従って、これら4例の銘文は冊命形式金文と考えられる。

(8) 045-051の7例はいずれも「冊易」という句を有し、武者氏の分類では「冊」字を有することから、第I類に属す銘文である。これら7例のうち、051段段は「大いに五邑田■に備えしむ」と具体的な職事の記述を有し、また050越鼎は「用て事えよ」と職事に関わる記述を有することから、両器は冊命形式金文の共通点第二・三項を満たすもの、即ち冊命形式金文であると考えられる。他の5例は職事の記述を欠くが、051・050との関連からすれば、これら5例の銘文は何らかの原因によって銘文起草時に職事の記述が省略された可能性が高いと考えられる。従ってこれら5例についても冊命形式金文と考えるべきであろう。

052-077は、先述した冊命形式金文の共通点第二・三項の何れかを満たす銘文である。052-060・062-069の17例は共通点の第二・三項を満たしており、冊命形式金文と考えられる。また061・070-076の8例は冊命儀礼の次第に関する記述を一切欠くが、「王若曰」「王曰」「曰」

の語があり、これによって以下の部分が冊命文であると解され、かつ冊命文に職事及び賜物の記述が確認されることから、銘文起草時に冊命儀礼の次第を記さず冊命文のみを引用形式で記したものと解され、冊命形式金文と考えられる。②D同段は賜物の記述を欠くが、冊命儀礼の次第及び職事の記述が確認されるので冊命形式金文と考えられる。

(9) 陳夢家前掲論文、一〇八-一〇九頁、陳漢平前掲書、一二-二〇頁、黄然偉前掲書、八三-八四頁・杜正勝「古代社会與国家」(允晨文化実業股份有限公司、一九九二年)六二三頁。

(10) 張亞初・劉雨「西周金文官制研究」(中華書局、一九八六年)、木村秀海「西周官制の基本構造」(史学雑誌)第九四編第一号、史学会、一九八五年)、楊寬「西周史」(台湾商務印書館、一九九九年)二九七-三四頁、汪中文前掲書「西周官制論稿」、三七-九一頁、同氏前掲書「西周冊命金文所見官制研究」、一五〇-一九一頁。

(11) なお、康侯段に「王、商邑を束伐す。命を康侯に征し、衛に鄙つくらしむ。渣の鬻土逐、眾に鄙つくる」とあり、諸侯の下にも王畿内に見られるような官制機構の存在が確認され、諸侯の下でこのような支配機構にあった服属諸氏族もいたであろうことを指摘しておく。

(12) 周王朝の諸侯封建の目的は「左伝」僖公二四年条に「昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚、以蕃屏周」とあるように、周の蕃屏、即ち「まもり」とすることである。伊藤道治氏は西周時代の姫姓諸侯の配置と西周時代の考古学的遺跡の分布とを検討し、姫姓諸侯の配置が古代交通路に沿っていることから、西周の封建は交通路の要衝に拠点を築き、これを確保することを目的としていたと指摘する(同氏「中国古代王朝の形成」(創文社、一九七五年)二七七頁)。「左伝」の記事及び伊藤氏の指摘に従えば、西周時代の諸侯は交通路確保のために築かれた拠点到周室の蕃屏として封建されたと理解され、これが「侯」となることの内実であったと考えられる。

(13) 松丸道雄「西周青銅器製作の背景—周金文研究・序章—」(西周青銅器中の諸侯製作器について—周金文研究・序章その二—(松丸道雄編

「西周青銅器とその国家」所収、東京大学出版会、一九八〇年。

(14) 伊藤道治前掲書「中国古代国家の支配構造」、一三〇七六頁。

(15) 白川静氏の編年「金文通釈」第四五輯（白鶴美術館、一九七五年）四〇六―四二八頁）に基づいて、表Aに示した13形式の出現時期を西周諸王の世代によって見ると以下のようになる。①形式：穆・共・懿・孝・夷・厲・共和・宣、②形式：共・懿、③形式：穆・懿・夷・共、④形式：共、⑤形式：共・懿・孝、⑥形式：懿・夷・厲、⑦形式：共、⑧形式：康・昭・穆・共・懿・孝・夷、⑨形式：共、孝夷期、幽、⑩形式：穆・懿・孝、⑪形式：成・康・懿・孝・夷・厲・共和、⑫形式：共、⑬形式：孝王。また、林巴奈夫「殷周時代の青銅器の研究―殷周青銅器総覧―」（吉川弘文館、一九八四年）に見られる冊命形式金文は38例あり、これらは①（18例）・②（1例）・③（5例）・⑤（1例）・⑥（3例）・⑧（4例）・⑨（2例）・⑩（1例）・⑪（3例）の各形式に該当する。林氏の編年によって各形式の出現時期を見ると以下のようになる。①形式：ⅡB・ⅢA・ⅢB、②形式：Ⅱ、③形式：Ⅱ・ⅡB・ⅢA・ⅢB、⑤形式：ⅢB、⑥形式：ⅢA、⑧形式：ⅠB・ⅡB、⑨形式：ⅡB・ⅢA・Ⅲ、⑩形式：ⅢA、⑪形式：ⅠB・ⅢA・ⅢB。ⅠB時期には⑧・⑪形式、ⅡB時期には①・③・⑧形式、ⅢA時期には①・③・⑥・⑩・⑪、ⅢB時期には①・③・⑤・⑪形式が見られる。さらに平勢隆郎氏が作成した表「西周紀年暦日と観象授時暦」（同氏「中国古代紀年の研究―天文と暦の検討から―」（汲古書院、一九九六年）七三―九一頁）に見られる冊命形式金文は42例あり、これらは表Aの①（19例）・②（4例）・③（6例）・⑤（1例）・⑥（6例）・⑧（4例）・⑩（1例）・⑪（1例）の各形式に該当する。平勢氏の編年によって各形式の出現時期をみると以下のようになる。①形式：穆・共・懿・孝・夷・厲・共和・宣、②形式：康・懿、③形式：穆・孝・共和、⑤形式：夷、⑥形式：穆・共・懿・宣、⑧形式：成・懿・孝、⑩形式：宣、⑪形式：穆。以上より、冊命形式金文に見られる表現の揺らぎは時期的差異によるものでないことは明らかである。

冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理

(16) なお、ここでいう青銅器の製作主体者とは、青銅器の製作を発注した者のことである。松丸道雄氏は青銅器の製作背景を多角的に検討して

「後代器を含む西周青銅器とその銘文の分類表」を作成されているが（同氏前掲論文「西周青銅器中の諸侯製作器について―周金文研究・序章その二―」一七七頁）、これに従っていえば、冊命形式金文を銘に持つ青銅器は、周王室工房製作器（成周工房製作器）のうちの諸侯作製銘器に該当することになる。

(17) 武者章前掲論文、三一―九頁。なお、武者氏がここで列挙した金文のうち、本稿が冊命形式金文と見なしたものは師癘殷二号蓋のみであり、本稿ではこの器を含む冊命形式金文全体の表現の揺らぎに着目して、銘文起草者を諸侯側に解したことを補足しておく。

(18) 林巴奈夫前掲書、三〇二頁。

(19) 伊藤道治前掲書「中国古代国家の支配構造」五二―五三頁、白川静「説文新義」卷三上（白鶴美術館、一九七一年）七九頁、同書巻九、一四八頁。

(20) 松丸道雄氏は王と諸侯との関係における青銅器製作が諸侯側に持つ意味について、周室が諸侯の立場を確認・保証したものと、また諸侯の領内では周室の権威をそのような形で示すことで、自らの立場を誇示するに役立ったであろうことを指摘する（松丸道雄前掲論文「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」一二六頁）。また豊田久氏は西周王朝の君主権の構造について、文・武の後継者である成王以後の代々の周王は「上下」の神々の祭祀を全体的に統轄する者である「上下の匍有（或いは天命の膺受）」者としての立場と、「四方」の蛮夷が引き起こす国家的紛争などの公平なる裁定者・調停者という性格を持つ「四方の匍有」者としての立場との二つを文・武より基本的に受け継いだものであると主張する（同氏「周王朝の君主権の構造について―天命の膺受―」を中心に―）（松丸道雄編「西周青銅器とその国家」所収）、同氏「周王朝と「成」の構造について―「成周」はなぜ「成」周と呼ばれたか―」（『東洋文化研究所紀要』第一〇九冊、一九八九年）。豊田氏の指

摘をふまえれば、冊命形式金文における受命者が周王の權威を利用すること、自己の正当性・根拠を示し得た背景がより明確に理解されよう。

(21) なお、056卯殷・055柞鐘・050師殷殷・051守鼎・052次卣・053次尊・054公臣殷は臣―陪臣間の冊命であるが、これは王と受命者の結合原理が、臣―陪臣間においても適用されていたことを示すものと考えられる。

〔附記〕 本稿は二〇〇〇年一〇月一四日に早稲田大学史学会大会で発表した「冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理」によるものである。